

日本共産党 道議会議員

真下 紀子

困難のりこえ、ともに生きる

はつらつ道政レポートNO.392 2025.2.2

発行 真下紀子事務所



補正予算 物価高騰の実態に不十分

鈴木直道知事は1月16日に招集した臨時議会に、経済対策を含む約1,860億円の補正予算案を提出。丸山はるみ議員が共産党道議団を代表して質疑しました。

今回の補正予算案の多くは、公共事業予算が占め、くらしと営業にかかる予算は189億円にとどまる不十分な規模です。



共産党道議団は12月25日に、全道民が効果を実感できる物価高騰対策の早急な実施を求めました。特に主食のコメを買えない事態に対する対策、公定価格で運営する医療・介護・社会福祉施設の経営の継続ができるよう支援が必要と訴えていました。

補正予算案には幼稚園や保育所などの給食経費補助、バスやタクシー、トラックなどの事業者支援、医療機関や福祉施設などの光熱費の上昇分を補助する費用が盛り込まれ、要望が反映されました。

一方、3回連続でお米券・牛乳券を配布しますが、対象は18歳以下の子どものいる世帯に限定し、またしても対象を低所得者・子育て世帯に特化した対策にとどまり、さらに予算規模を縮小しました。物価高騰に苦しむ道民の実態にできていませんし、「ひとりもとのこさない」とする国の掛け声にも反します。

また人材不足が厳しさを増しているのに人材確保事業は目標を縮小。賃上げは、中小企業が賃上げをした場合に補助する仕組みで、事業者に丸投げしているといえます。

こうした補正予算案の不十分さの厳しい指摘に、鈴木知事は「市町村などとも連携し、道民や事業者が直面する厳しい物価高の影響が緩和されるよう努める」と答えました。

共産党道議団は、不十分さはあるものの事業の周知を求めて賛成、全会一致で可決しました。

主な対策事業

- * 18歳以下の子どもがいる道内約39万世帯を対象にお米券（4840円）と牛乳贈答券（400円）を配布（現在高校3年生がいる世帯も対象）
28億6200万円
- * 私立の保育所や幼稚園、道立学校など計790校の給食原材料費を支援
- * 医療機関や介護・障害福祉施設、私立学校などに、光熱費上昇分を支援33億3200万円（光熱費に電気・灯油のほかガソリンを含む）1億3200万円
- * LPガス利用者の負担軽減を図るため、販売事業者が実施する料金値引きを補助 28億円
- * エネルギー価格高止まりの影響を受ける中 小・小規模事業者に対し、デジタル技術の導入を支援15億5600万円
- * バスやタクシー、トラック、フェリー事業者の車両維持費や燃料費を補助12億5100万円
- * 飼料価格高騰が影響する酪農や肉牛生産者のコスト削減の取り組みを支援26億7800万円

バス減便で 地域が悲鳴



旭川市内はバスの減便が相次ぎ、地域に住めなくなると悲鳴が上がっています。西神楽地域に続き東鷹栖地域でも「医療機関にかかれない」「通勤に間に合わず引っ越した」など深刻な影響が出ています。減便となった東鷹栖地域のバスの運行状況を能登谷繁市議、地域の方々と一緒に調査してきました。



道「部課長会」

共産党道議団が調査要求

無断でパー券購入か 道が調査要請を拒否！



前代未聞の議会对応、怒りの記者会見

記者会見に臨む真下議員、丸山はるみ議員

日本共産党道議団は9日、道庁本庁の課長級以上の職員でつくる親睦団体「部課長会」が、メンバーの同意なく会費から国会議員の政治資金パーティー券を購入していたとの報道について、調査を行うよう道に求めました。ところが、道側は現時点で調査を拒否。これを受け、記者会見を行い、調査の必要性を訴えました。

1月1日付北海道新聞は、国会議員側から道庁各部にパーティー券が郵送され、参加した幹部職員が会場で代金を支払い、後日「部課長会」で清算したと報じ、後日22枚購入が確認されています。

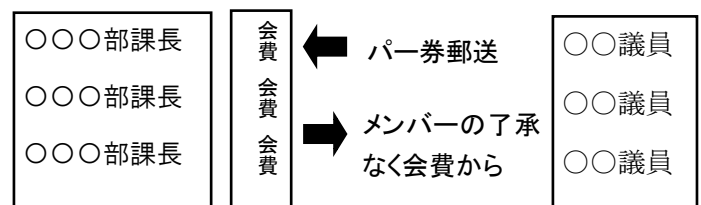
党道議団はこの報道に関し、①実態の調査と結果の公表、②事実と確認された場合、部課長会に疑念を招く行為の取りやめと再発防止を求める一ことを要請するため副知事に面会を申し出ました。ところが9日、道側は「部課長会」は任意組織であるとして、要請文書を受け取らず、面会を拒否したのです。

緊急記者会見で真下紀子道議団長は、「(報道は)道庁がパーティー券販売の事実上の調整役としての機能があったと疑念をもたれるものであり、行

政組織としてあってはならない」と指摘。「メンバーの同意なしに会費から購入したなら、メンバー各自の思想・信条の自由に反する疑いがある」とし、「任意団体といっても道幹部職員による組織であり、法に反する可能性を指摘されている。疑念を招かないようにすべき」と強調しました。

専門家からは、政治資金規正法は公務員が自分の意思でパーティー券を購入するのは禁じていないが、「部課長会」の会費のように複数のメンバーが出し合った資金から各人の承諾を得ない購入、上司の裁量で同意を得ず本人の意思に反して買わせることは、同法の規定に反する恐れがあると指摘されています。

道庁不正経理の発覚を受け職場でのパーティー券の購入、あっせんは「部課長会」含め一切禁止と定めたとされています。道庁は原点に戻り、禁止すべきです。



道議会・道政へのご意見・ご要望をお寄せください

真下紀子事務所 旭川市3条16丁目左7号 TEL 0166-20-0808 FAX 0166-20-1616 m.noriko.office@gmail.com